IEEJプロフェッショナル倫理規程細目

(目的)

第1条 本規程細目は、総務・規程7「会員の知識・経験流通サービス規程」の委任に基づきIEEJプロフェッショナルの倫理に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(専門性の保持)

第2条 IEEJプロフェッショナルは、自己の専門的知識と技術的良心に基づいて「会員の知識・経験流通サービス」に貢献すると共に、専門分野の技術力向上に絶えず努める職務と職責を負担する。

(公益の確保)

第3条 IEEJプロフェッショナルは、公衆の安全、福祉および健康が、専門家の判断、経験に多く依存していることを十分に認識しつつ、職務に任じなければならない。

(機密情報の保持)

第4条 IEEJプロフェッショナルは、業務遂行上知り得た機密情報を、秘密に保持するものとし、第三者に開示・漏洩してはならず、他の目的に使用してはならない。IEEJプロフェッショナル資格を返上し、または資格を剥奪された後といえども、この義務を負うものとする。

(信用失墜行為の禁止)

第5条 IEEJプロフェッショナルは、職務上の公正と品位を保持するものとし、本会、IEEJパートナーおよび他のIEEJプロフェッショナルの名誉を傷つけたりしてはならない。

(出所の明示など)

- 第6条 個人並びに機関、会社等の第三者が所有する技術情報、データ、アイディアなどの知的所有物 を利用する場合は、その出典を明らかにする。
- 2 必要と判断される場合は、その利用について当該知的所有物の所有者の了解を得るものとする。

(公序良俗に反する行為)

第7条 IEEJプロフェッショナルは、この倫理規程を遵守し、公序良俗に反する内容の行為をしてはならない。

(付則)

- 1 平成17年4月21日, 理事会にて承認制定。
- 2 本規程は、平成17年4月25日より実施する。
- 3 平成20年4月23日, 理事会において一部改正。